

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応基準

| レベル | 程度 | 弁護活動 | 出廷・打合せ | 初回相談 | 所内事務 |
|-----|----|---|--|---------|----------------------------------|
| 0 | 通常 | 通常通り | 通常通り | 通常通り | 通常通り |
| 0.5 | 一部 | 感染拡大に最大限の配慮をして弁護活動を行う。 | 感染拡大に最大限の配慮をして、対面は第三者と接近しない範囲のものに制限し、オンラインを中心に行う | オンラインのみ | 感染拡大に最大限の配慮をし、対面会議とオンライン参加を併用する。 |
| 1 | 小 | 弁護活動は続行するが、感染拡大に最大限の配慮をしつつ、弁護士・スタッフは事務所滞在時間を減らし、可能な場合は在宅で作業する。 | オンラインのみ | オンラインのみ | 対面会議は最小限とし、可能なものはオンラインで行う。 |
| 2 | 中 | 現在進行中の弁護活動を継続するために必要最小限の弁護士・スタッフのみの事務所立入りとし、立ち入る場合は滞在時間を減らす。それ以外の弁護士・スタッフは在宅での作業とする。 | オンラインのみ | オンラインのみ | 在宅のみ |
| 3 | 大 | 1) 中止することにより依頼人に不利益を発生することになる作業を実施中の弁護士・スタッフ 2) 書類・機材等の管理のために一時的に入室する弁護士・スタッフのみ事務所立入りを可能とする。 | オンラインのみ | オンラインのみ | 在宅のみ |
| 4 | 停止 | 書類・機材等の管理のために一時的に入室する弁護士・スタッフのみ事務所立入りを可能とする。 | オンラインのみ | オンラインのみ | 在宅のみ |